

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長商工第42号
委 託 業 務 名 称	まちなかエリア活性化若手人材発掘・育成プロジェクト業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜クリエイションセンター(長浜市北船町3番24号)、長浜駅周辺、中心市街地一帯
業 務 の 概 要	長浜駅周辺・中心市街地一帯(「まちなかエリア」)の活性化及び賑わいの創出を図るため、長浜クリエイションセンターで高校生・大学生を対象としたワークショップやフィールドワークを開催し、次代を担う若手人材を発掘するとともに、まちなかエリアの課題分析と解決に向けた新たなプロジェクトの設計や事業推進を支え、次代を担う若手人材を育成する。
履 行 期 間	令和6年5月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年5月1日
契 約 額 (税 込)	500,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地又は住所〕長浜市元浜町7番5号 〔商号又は名称〕合同会社andstep
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務は、まちなかエリアを活性化し、若者でにぎわうまちをつくる事業を大人が伴走支援し、まちづくりの担い手となる若者を発掘、育成するもので、経験や知識を有し、若者への支援・相談業務に精通した者に履行させる必要がある。 長浜クリエイションセンターにおいてサードプレイス事業を行う本市は、大学生と高校生への支援業務、相談業務を行うため、ユースワーカーを採用し、配置している。 ユースワーカーのリーダーを務める契約の相手方は、本市の大学生及び高校生と普段からコミュニケーションを深めており、伴走支援による円滑な事業推進を図ることができる唯一の事業者であることから随意契約を締結する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。